

原子力発第21103号  
令和3年 6月 3日

原子力規制委員会 殿

香川県高松市丸の内2番5号  
四国電力株式会社  
取締役社長 社長執行役員  
長 井 啓 介

### 伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、下記のとおり伊方発電所原子炉施設における保安規定の変更認可を申請いたします。

#### 記

##### 1. 変更の内容

昭和51年10月5日付51安(原規)第97号で認可を受け、昭和52年9月30日付52安(原規)第284号、昭和53年11月28日付53安(原規)第350号、昭和54年6月22日付54資庁第8354号、昭和54年8月7日付54資庁第10466号、昭和56年6月8日付56資庁第6243号、昭和56年8月20日付56資庁第10448号、昭和57年2月26日付57資庁第2530号、昭和57年3月18日付57資庁第4107号、昭和57年7月31日付57資庁第10881号、昭和58年7月20日付58資庁第10709号、昭和59年2月29日付59資庁第1457号、昭和60年3月25日付60資庁第2957号、昭和60年7月25日付60資庁第8721号、昭和61年5月17日付61資庁第6686号、平成元年3月31日付元資庁第3505号、平成元年12月26日付元資庁第15283号、平成2年3月23日付2資庁第1878号、平成4年1月16日付3資庁第11737号、平成5年7月27日付5資庁第8295号、平成5年12月22日付5資庁第13462号、平成6年4月19日付6資庁第2571号、平成6年11月28日付6資庁第13361号、平成8年2月20日付7資庁第15247号、平成8年5月21日付8資庁第4967号、平成8年10月11日付8資庁第9986号、平成9年7月23日付平成09・06・30資第11号、平成12年5月24日付平成12・05・11資第1号、平成13年1月5日付平成12・09・20資第4号、平成13年2月23日付平成13・02・16原第4号、平成13年3月30日付平成13・03・23原第10号、平成13年9月17日付平成13・08・24原第3号、平成13年10月29日付平成13・10・15原第3号、平成14年4月10日付平成14・04・03

原第5号,平成14年6月5日付平成14・05・23原第7号,平成14年10月22日付平成14・09・30原第13号,平成15年2月21日付平成15・01・29原第2号,平成15年12月18日付平成15・11・17原第20号,平成16年5月10日付平成15・12・19原第33号,平成16年8月10日付平成16・07・09原第22号,平成17年2月18日付平成17・01・17原第12号,平成17年9月28日付平成17・09・14原第2号,平成18年2月22日付平成18・01・19原第9号,平成19年2月16日付平成19・01・29原第11号,平成19年12月13日付平成19・09・28原第37号,平成19年12月13日付平成19・11・30原第16号,平成20年8月22日付平成20・07・11原第18号,平成20年12月12日付平成20・10・31原第8号,平成21年3月2日付平成21・02・09原第33号,平成21年4月20日付平成21・03・26原第2号,平成21年9月15日付平成21・09・09原第11号,平成22年2月8日付平成22・01・18原第3号,平成23年4月4日付平成23・02・18原第9号,平成23年5月6日付平成23・04・08原第30号,平成23年5月11日付平成23・04・25原第7号,平成24年3月15日付平成23・03・11原第6号,平成24年9月6日付20120820原第24号,平成25年6月25日付原管P発第1306251号,平成27年2月2日付原規規発第1502021号,平成28年3月24日付原規規発第16032417号,平成28年4月19日付原規規発第1604191号,平成28年8月1日付原規規発第1608014号,平成29年2月10日付原規規発第17021011号,平成29年6月28日付原規規発第1706283号,平成29年11月27日付原規規発第1711275号,平成30年5月21日付原規規発第1805218号,平成30年12月17日付原規規発第1812178号,平成31年2月13日付原規規発第1902133号,令和元年6月4日付原規規発第1906047号,令和元年7月5日付原規規発第1907056号,令和2年3月31日付原規規発第2003313号,令和2年9月17日付原規規発第2009177号,令和2年10月7日付原規規発第2010076号,令和2年11月4日付原規規発第20110410号,令和3年1月14日付原規規発第2101141号,令和3年4月28日付原規規発第21042813号で変更認可を受けた伊方発電所原子炉施設保安規定の記述を,別添の伊方発電所原子炉施設保安規定変更比較表の変更後欄のとおり変更する。(ただし,下線は含まない。)

## 2. 変更の理由

- (1) 伊方発電所3号炉安全保護系ロジック盤取替に伴う変更  
伊方発電所3号炉の安全保護系ロジック盤の取替を実施することに伴い,関連する保安規定条文の変更を行う。
- (2) 記載の適正化に伴う変更  
記載の適正化に伴う変更を行う。

## 3. 施行期日

- (1) この規定は,原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。
- (2) この規定施行の際,使用前事業者検査の対象となる設備に係る規定については,安全保護系ロジック盤取替工事の計画に係る使用前確認終了日以降に適用することとし,それまでの間は従前の例による。

以 上

伊方発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(計測および制御設備) 第33条 次の計測および制御設備は、表33-1で定める事項を運転上の制限とする。  (中略)</p>	<p>(計測および制御設備) 第33条 次の計測および制御設備は、表33-1で定める事項を運転上の制限とする。  (中略)</p>	<p>本頁変更なし</p>

変更前

表33-2 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル数	所要チャンネル条件		ネル・システム数を満足できない場合の措置		確認事項		
				条	件	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
13. 蒸気発生器水位低	計器スパンの11%以上	モード1および2	1基あたり4 <sup>*21</sup>	A. 1 チャンネルをバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*22</sup>	6時間	設定値確認および機能の動作不能でないことを指示値により確認する	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長 当直長
14. タービントリップ	6. 4MPa[gage]以上	モード1 (P-7以上)	4 <sup>*21</sup>	A. 1 チャンネルをバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*22</sup>	6時間	設定値確認および機能の動作不能でないことを確認する	定期事業者 検査時	計装計画課長
15. 非常用炉心冷却系作動	-	モード1 (P-7以上)	4	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
16. 地震加速度高	表33-3(2)の機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照	モード1および2	2系統	A. 1 システムが動作不能である場合	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
水平方向	原子炉補助建屋 地下2階床(EL -4.5m) 190Gal以下	モード1および2	4 <sup>*21</sup>	A. 1 チャンネルをバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*22</sup>	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
垂直方向	原子炉建屋3階床 (EL 24.0m) 390Gal以下		4 <sup>*21</sup>							
垂直方向	原子炉補助建屋 地下2階床(EL -4.5m) 90Gal以下		4 <sup>*21</sup>							

※21：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができるとはみなさない。

※22：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後

備考

表33-2 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル数	所要チャンネル条件		ネル・システム数を満足できない場合の措置		確認事項	
				条件	条件	要求される措置	完了時間	項目	頻度
13. 蒸気発生器水位低	計器スピンの11%以上	モード1および2	1基あたり4 <sup>**21</sup>	A. 1 チャンネルをバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>**22</sup>	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長 当直長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。		動作不能でないことを指示値により確認する		
14. タービントリップ	6. 4MPa[gage]以上	モード1 (P-7以上)	4 <sup>**21</sup>	A. 1 チャンネルをバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>**22</sup>	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、P-7未満にする。		機能の確認を行う。		
15. 非常用炉心冷却系作動	-	モード1および2	4	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、P-7未満にする。		機能の確認を行う。		
16. 地震加速度高	表33-3の機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照	モード1および2	2系統	A. 1 システムが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。		機能の確認を行う。		
水平方向	原子炉補助建屋 地下2階床(EL -4.5m) 190Gal以下	モード1および2	4 <sup>**21</sup>	A. 1 チャンネルをバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>**22</sup>	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。		機能の確認を行う。		
垂直方向	原子炉建屋3階床 (EL 24.0m) 390Gal以下		4 <sup>**21</sup>						
垂直方向	原子炉補助建屋 地下2階床(EL -4.5m) 90Gal以下		4 <sup>**21</sup>			12時間			

※21：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができるとはみなさない。

※22：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

記載の適正化

表33-3 工学的安全施設等作動計装

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル		確認事項		
				条件	要求される措置	項目	頻度	担当
1. 非常用炉心冷却系作動								
a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	-	モード1, 2, 3および4	※24 2系統	A. 1 系統が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。			
b. 手動起動	-	モード1, 2, 3および4	2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。			
c. 格納容器圧力高(高1)	0.034MPa[gage]以下	モード1, 2および3	4※25	A. 1 チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。※26	設定値確認および機能動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。			
d. 原子炉圧力異常低	11.36MPa[gage]以上	モード1および2(P-6以上)	4※25	A. 1 チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。※26	設定値確認および機能動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。			

※24: 原子炉保護系論理回路の機能確認時においては、残り1系統が動作可能であることを条件に、2時間以内に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合、バイパスした系統を動作不能とはみなさない。

※25: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※26: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後

表33-3 工学的安全施設等作動計装

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル		確認事項		備考
				条件	措置	項目	頻度	
1. 非常用炉心冷却系作動								
a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	—	モード1, 2, 3および4	2系統	A. 1 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることと当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
b. 手動起動	—	モード1, 2, 3および4	2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
c. 格納容器圧力高(高1)	0.034MPa[gage]以下	モード1, 2および3	4 <sup>※24</sup>	A. 1 チャンネルをバイパスした(除く)チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※25</sup> B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長 当直長
d. 原子炉圧力異常低	11.36MPa[gage]以上	モード1および2(P-6以上)	4 <sup>※24</sup>	A. 1 チャンネルをバイパスした(除く)チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※25</sup> B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長 当直長

※24: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみない。

※25: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。

安全保護系ロジック  
盤取替に伴う変更  
(以下、本頁において  
同じ)

変更前

表33-3 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャネル・系統数	所要チャネル		ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				条件	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当	
e. 原子炉圧力低と加圧器水位低の一致	12.04MPa[gage]以上	モード1, 2 および3 (P-11以上)	4 <sup>※27</sup>	A. 1 チャネルバイパスしたチャネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャネルを動作可能な状態にする。 <sup>※28</sup> B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長 当直長	
	計器スパンの3%以上	モード1, 2 および3 (P-11以上)	4 <sup>※27</sup>	A. 1 チャネルバイパスしたチャネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャネルを動作可能な状態にする。 <sup>※28</sup> B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長 当直長	
f. 主蒸気ライン圧力低	3.35MPa[gage]以上	モード1, 2 および3 (P-11以上)	主蒸気ライン毎に 4 <sup>※27</sup>	A. 1 チャネルバイパスしたチャネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャネルを動作可能な状態にする。 <sup>※28</sup> B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長 当直長	

※27：残り3チャネルが動作可能であることを条件に、1チャネルをバイパスすることができる。  
この場合、バイパスしたチャネルを動作不能とはみさない。

※28：残り3チャネルが動作可能であることを条件に、1チャネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後

表33-3 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャネル・系統数	所要チャネル		要求される措置		確認事項		備考
				条件	完了時間	項目	頻度	担当		
e. 原子炉圧力低と加圧器水位低の一致	12.04MPa[gage]以上	モード1, 2 および3 (P-11以上)	4 <sup>※26</sup>	A. 1 チャネルバイパスしたチャネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャネルを動作可能な状態にする。 <sup>※27</sup> B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長 当直長	安全保護系ロジック盤取替に伴う変更(以下、本頁において同じ)	
		計器スパンの3%以上	モード1, 2 および3 (P-11以上)	4 <sup>※26</sup>	A. 1 チャネルバイパスしたチャネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャネルを動作可能な状態にする。 <sup>※27</sup> B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者 検査時 1日に1回		計装計画課長 当直長
f. 主蒸気ライン圧力低	3.35MPa[gage]以上	モード1, 2 および3 (P-11以上)	主蒸気ライン毎に 4 <sup>※26</sup>	A. 1 チャネルバイパスしたチャネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャネルを動作可能な状態にする。 <sup>※27</sup> B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長 当直長		

※26: 残り3チャネルが動作可能であることを条件に、1チャネルをバイパスすることができる。  
この場合、バイパスしたチャネルを動作不能とはみさない。

※27: 残り3チャネルが動作可能であることを条件に、1チャネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更前

表33-3 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル		確認事項	項目	頻度	担当
				条件	要求される措置				
2. 原子炉格納容器スプレイ系作動									
a. 原子炉格納容器スプレイ系作動論理回路	—	モード1, 2, 3および4	※29 2系統	A. 1 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
b. 手動起動	—	モード1, 2, 3および4	4	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
c. 格納容器圧力異常高(高3)	0.136MPa[gage]以下	モード1, 2および3	4 ※30	A. 1 チャンネルをバイパスした チャンネルを除く が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ※31 B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード4にする。	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長 当直長	

※29: 原子炉保護系論理回路の機能確認時においては、残り1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合、バイパスした系統を動作不能とはみなさない。

※30: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※31: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後

表33-3 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル数	所要チャンネル		確認事項		項目	頻度	担当
				条件	条件	要求される措置	完了時間			
2. 原子炉格納容器スプレイ系作動										
a. 原子炉格納容器スプレイ系作動論理回路	—	モード1, 2, 3 および 4	2 系統	A. 1 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことのできる。 B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。	6 時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
b. 手動起動	—	モード1, 2, 3 および 4	4	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
c. 格納容器圧力異常高 (高3)	0.136MPa [Lgage]以下	モード1, 2 および 3	4 <sup>※28</sup>	A. 1 チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを <sup>※29</sup> 動作可能な状態にする。 B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード4にする。	6 時間 12時間 36時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長 当直長	

※28：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※29：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

備考

安全保護系ロジック盤取替に伴う変更 (以下、本頁において同じ)

変更前

表33-3 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・システム数	所要チャンネル		確認事項			
				条件	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
3. 原子炉格納容器隔離									
a. 格納容器隔離A									
(1) 格納容器隔離A 作動論理回路	—	モード1, 2, 3および 4	※32 2システム	A. 1システムが動作 不能である場 合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りのシステムが正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該システムのバイパスを行うことができる。  B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
(2) 手動起動	—	モード1, 2, 3および 4	2	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。  B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。	48時間  12時間 56時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
(3) 非常用炉心冷却系作動									
機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照									
b. 格納容器隔離B									
(1) 格納容器隔離B 作動論理回路	—	モード1, 2, 3および 4	※32 2システム	A. 1システムが動作 不能である場 合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りのシステムが正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該システムのバイパスを行うことができる。  B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
(2) 手動起動	機能2. 原子炉格納容器スプレイス作動	b. 手動起動を参照							
(3) 格納容器圧力異常高 (高3)	機能2. 原子炉格納容器スプレイス作動	c. 格納容器圧力異常高(高3)を参照							

※32: 原子炉保護系論理回路の機能確認時においては、残り1システムが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1システムをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたシステムを動作不能とはみない。

変更後

表33-3 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャネル・システム数	所要チャネル		確認事項		備考
				条件	項目	頻度	担当	
3. 原子炉格納容器隔離								
a. 格納容器隔離A								
(1) 格納容器隔離A 作動論理回路	—	モード1, 2, 3 および 4	2 系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	6 時間  12時間 56時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
(2) 手動起動	—	モード1, 2, 3 および 4	2	A. 1 チャネル が動作不能で ある場合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	48時間  12時間 56時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
(3) 非常用炉心冷却系作動								
機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照								
b. 格納容器隔離B								
(1) 格納容器隔離B 作動論理回路	—	モード1, 2, 3 および 4	2 系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	6 時間  12時間 56時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
(2) 手動起動	機能2. 原子炉格納容器スプレイス作動	b. 手動起動を参照						
(3) 格納容器圧力異常高 (高3)	機能2. 原子炉格納容器スプレイス作動	c. 格納容器圧力異 常高 (高3) を参照						

安全保護系ロジック  
盤取替に伴う変更  
(以下、本頁におい  
て同じ)

表33-3 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャヤンネル・系統数	所要チャヤン		確認事項		
				条件	条件	項目	頻度	担当
c. 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離								
(1)格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離作動論理回路	-	モード1, 2, 3および4	※3.3 2系統	A. 1 系統が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うこととする。	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
(2)格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離	機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 格納容器隔離Aを参照							
	6.6kV非常用母線電圧低	定格電圧の64.7%以上	モード1, 2, 3および4	1 母線あたり3	A. 1 チャヤンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 電気計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	設定値確認を実施する。 機能の確認を行う。	電気計画課長 計装計画課長
d. 格納容器換気系隔離								
(1)格納容器換気系隔離作動論理回路	-	モード1, 2, 3および4	※3.3 2系統	A. 1 系統が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うこととする。	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
(2)手動起動	原子炉格納容器スプレイ系手動起動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動 b. 手動起動を参照						
	格納容器隔離A手動起動	機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 格納容器隔離A (2)手動起動を参照						
(3)非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照							

※33: 原子炉保護系論理回路の機能確認時においては、残り1系統が動作可能であることを条件に、2時間以内に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合、バイパスした系統を動作不能とはみない。

変更後

機能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル 条件	確認事項			備考
						項目	頻度	担当	安全保護系ロジック 盤取替に伴う変更 (以下、本頁におい て同じ)
						要求される措置	完了時間		
c. 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離									
(1) 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離作動論理回路	格納容器隔離A	—	モード1, 2, 3および4	2系統	A. 1 系統が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	計装計画課長	定期事業者 検査時
	6.6kV非常用母線電圧低	—	モード1, 2, 3および4	2系統	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間	計装計画課長	
(2) 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離									
(1) 格納容器換気系隔離作動論理回路	格納容器隔離A	機能3. 原子炉格納容器隔離	モード1, 2, 3および4	1母線あたり3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 電気計画課長は、当該チャネルを動作可能な状態にする。	6時間	電気計画課長	定期事業者 検査時
	6.6kV非常用母線電圧低	定格電圧の64.7%以上	モード1, 2, 3および4	1母線あたり3	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間	電気計画課長	
d. 格納容器換気系隔離									
(1) 格納容器換気系隔離作動論理回路	格納容器換気系隔離	—	モード1, 2, 3および4	2系統	A. 1 系統が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	計装計画課長	定期事業者 検査時
	格納容器隔離A 手動起動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動	モード1, 2, 3および4	2系統	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間	計装計画課長	
(2) 手動起動	原子炉格納容器スプレイ系手動起動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動	モード1, 2, 3および4	2系統	b. 手動起動を参照				
(3) 非常用炉心冷却系作動	格納容器隔離A 手動起動	機能3. 原子炉格納容器隔離	モード1, 2, 3および4	2系統	a. 格納容器隔離A (2) 手動起動				
	非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系作動	モード1, 2, 3および4	2系統					



変更後

表33-3 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャヤンネル・システム数	所要チャヤン		確認事項		備考
				条件	措置	項目	頻度	
4. 主蒸気ライン隔離								
a. 主蒸気ライン隔離 作動論理回路	-	モード1, 2 および3 ただし, 全主 蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く	2 システム	A. 1 システムが動作 不能である場 合		機能の確認を行う。	計装課 検査時	計装課 課長
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合				
b. 手動起動	-	モード1, 2 および3 ただし, 全主 蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く	2	A. 1 チャヤンネル が動作不能で ある場合		機能の確認を行う。	計装課 検査時	計装課 課長
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合				
c. 格納容器圧力異常高 (高2)	0.092MPa [gage]以下	モード1, 2 および3 ただし, 全主 蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く	4 <sup>※30</sup>	A. 1 チャヤンネル (バイパスした チャヤンネルを 除く)が動作不能で ある場合		設定値確認および機能 の確認を行う。 動作不能でないことを 指示値により確認す る。	計装課 検査時 1日に1回	計装課 課長 当直長
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合				
d. 主蒸気ライン圧力低	3.35MPa [gage]以上	モード1, 2 および3 (P-11以上) ただし, 全主 蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く	主蒸気ラ イン毎に 4 <sup>※30</sup>	A. 1 チャヤンネル (バイパスした チャヤンネルを 除く)が動作不能で ある場合		設定値確認および機能 の確認を行う。 動作不能でないことを 指示値により確認す る。	計装課 検査時 1日に1回	計装課 課長 当直長
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合				

※30: 残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に, 1チャヤンネルをバイパスすることができ  
る。この場合, バイパスしたチャヤンネルを動作不能とはみなさない。

※31: 残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に, 1チャヤンネルをバイパスする措置を行う  
ことができる。

安全保護系ロジック  
盤取替に伴う変更  
(以下, 本頁におい  
て同じ)

変更前

表33-3 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャヤン ンネル・ 系統数	所要チャヤン 条件		ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				条件	完了時間	項目	頻度	担当		
e. 主蒸気ライン圧力 減少率高	-0.87MPa以上	モード3 (P-11未満) ただし、全主 蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く	主蒸気ラ イン毎に 4 <sup>※37</sup>	A. 1 チャヤンネル (バイパスした チャヤンネルを 除く) が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 <sup>※38</sup>	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長		
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。		12時間 36時間			

※37：残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に、1チャヤンネルをバイパスすることができ  
る。この場合、バイパスしたチャヤンネルを動作不能とはみなさない。

※38：残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に、1チャヤンネルをバイパスする措置を行う  
ことができる。

変更後

表33-3 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャヤンネル・系統数	所要チャヤン		ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				条件	条 件	要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
e. 主蒸気ライン圧力減少率高	-0.87MPa以上	モード3 (P-11未滿) ただし、全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	主蒸気ライン毎に4 <sup>※32</sup>	A. 1 チャヤンネル(バイパスしたチャヤンネルを除く)が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※33</sup>	6 時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間				

※32：残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に、1チャヤンネルをバイパスすることができ  
る。この場合、バイパスしたチャヤンネルを動作不能とはみなさない。

※33：残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に、1チャヤンネルをバイパスする措置を行う  
ことができる。

備考

安全保護系ロジック  
盤取替に伴う変更  
(以下、本頁におい  
て同じ)

表33-3 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャヤンネル・システム数	所要チャヤン		ネル・システム数を満足できない場合の措置			確認事項			
				条件	条件	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当		
5. 主給水隔離												
a. 主給水隔離 作動論理回路	—	モード1, 2 および3 ただし, 主給水隔離弁, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	※3.2 2システム	A. 1システムが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は, 当該システムを動作可能な状態にする。ただし, 残りのシステムが正常な状態であることを確認のうえ, 作業のため当該システムのバイパスを行うことができる。 B. 1 当直長は, モード3にする。および B. 2 当直長は, モード4にする。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長			
b. 蒸気発生器水位異常高	狭域水位計の75.5%以下	モード1, 2 および3 ただし, 主給水隔離弁, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	1基あたり4※4.0	A. 1チャヤンネル(バイパスしたチャヤンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は, 当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。※4.1 B. 1 当直長は, モード3にする。および B. 2 当直長は, モード4にする。	6時間  12時間 36時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長  当直長			
c. 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照											
d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一致	289.75℃以上	モード1, 2 および3 ただし, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	4※4.0	A. 1チャヤンネル(バイパスしたチャヤンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は, 当該チャヤンネルを動作可能な状態にする。※4.1 B. 1 当直長は, モード3にする。および B. 2 当直長は, モード4にする。	6時間  12時間 36時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長  当直長			
原子炉トリップ	表33-2 原子炉保護系計装を参照											

※39: 原子炉保護系論理回路の機能確認時においては, 残り1システムが動作可能であることを条件に, 2時間に限り, 1システムをバイパスすることができる。この場合, バイパスしたシステムを動作不能とはみなさない。

※40: 残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に, 1チャヤンネルをバイパスすることができる。この場合, バイパスしたチャヤンネルを動作不能とはみなさない。

※41: 残り3チャヤンネルが動作可能であることを条件に, 1チャヤンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後

備考

表33-3 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル		確認事項		担当
				条件	要求される措置	項目	頻度	
5. 主給水隔離								
a. 主給水隔離 作動論理回路	—	モード1, 2 および3 ただし, 主給水隔離弁, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	2 系統	A. 1 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は, 当該システムを動作可能な状態にする。ただし, 残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ, 作業のため当該系統のバイパスを行うこととする。 B. 1 当直長は, モード3にする。および B. 2 当直長は, モード4にする。	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
b. 蒸気発生器水位異常高	狭域水位計の 75.5%以下	モード1, 2 および3 ただし, 主給水隔離弁, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	1基あたり4 <sup>※34</sup>	A. 1 チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※35</sup> B. 1 当直長は, モード3にする。および B. 2 当直長は, モード4にする。	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長 当直長
c. 非常用炉心冷却系作動 機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照								
d. 1次冷却材平均 温度低と原子炉 トリップの一致	289.75℃以上	モード1, 2 および3 ただし, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	4 <sup>※34</sup>	A. 1 チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※35</sup> B. 1 当直長は, モード3にする。および B. 2 当直長は, モード4にする。	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長 当直長
原子炉 トリップ	表33-2 原子炉保護系計装を参照							

※34: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に, 1チャンネルをバイパスすることができる。この場合, バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※35: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に, 1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

安全保護系ロジック  
盤取替に伴う変更  
(以下, 本頁において  
同じ)

表33-3 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル		ネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項			
				条件	条件	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当		
6. インターロック												
a. P-6	中間領域中性子束 9.1×10 <sup>-11</sup> ～ 1.1×10 <sup>-10</sup> A	モード1 および2 (P-6以上)	2	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場 合 <sup>※42</sup>	A. 1 計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に適 合させる措置を講じる。	1 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長			
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 12時間							
b. P-11	加圧器圧力 13.73±0.03MPa [gage]	モード1, 2 および3 (P-11以上)	4	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に適 合させる措置を講じる。	1 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長			
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。 12時間 36時間		動作不能でないことを 指示値により確認す る。	1 日に1回		当直長		

※42：表33-3のインターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により、関連する動作機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む。）をいう。（以下、本条において同じ。）

変更後

備考

表33-3 つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル		確認事項		
				条件	要求される措置	項目	頻度	担当
6. インターロック								
a. P-6	中間領域中性子束 9.1×10 <sup>-11</sup> ～ 1.1×10 <sup>-10</sup> A	モード1 および2 (P-6以上)	2	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場 合 <sup>※36</sup> B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に適 合させる措置を講じる。 B. 1 当直長は、モード3にする。	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
b. P-11	加圧器圧力 13.73±0.03MPa[gage]	モード1, 2 および3 (P-11以上)	4	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に適 合させる措置を講じる。 B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	設定値確認および機能 の確認を行う。 動作不能でないことを 指示値により確認す る。	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長 当直長

※36：表33-3のインターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により、関連する動作機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む。）をいう。（以下、本条において同じ。）

安全保護系ロジック  
盤取替に伴う変更  
(以下、本頁におい  
て同じ)

表33-4 事故時監視計装

項目	機能	所要チャネル数	適用モード	所要手		確認事項	
				条件	措置	項目	頻度
1 次冷却系計装 <sup>※4.3</sup>	1 次冷却材圧力	2	モード1, 2 および3	A. 1 チャネルの計器が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 C. 1つの機能が動作不能である場合 D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	要求される措置 A. 1 計装計画課長は、当該チャネルを動作可能な状態にする。 B. 1 計装計画課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 C. 1 計装計画課長は、当該機能の11チャネルを動作可能な状態にする。または代替の監視手段を確保する。 D. 1 当直長は、モード3にする。および D. 2 当直長は、モード4にする。	機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者 検査時 1ヶ月に1回 当直長
	加圧器水位	2					
	1 次冷却材温度 (広域) (高温側)	3					
	1 次冷却材温度 (広域) (低温側)	3					
	ほう酸タンク水位	2					
化学体積制御系計装 <sup>※4.3</sup>	主蒸気ライン圧力	主蒸気ライン毎に2					
	補助給水タンク水位	2					
主蒸気および給水、補助給水計装 <sup>※4.3</sup>	蒸気発生器水位 (広域)	3					
	蒸気発生器水位 (狭域)	蒸気発生器毎に2					
	補助給水流量	3					
燃料取替用水系計装 <sup>※4.3</sup>	燃料取替用水タンク水位	2					
	格納容器再循環サンプ水位 (広域)	2					
原子炉格納容器関連計装 <sup>※4.3</sup>	格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	2					
	原子炉格納容器内圧力	2					
	原子炉格納容器内温度	2					
	原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	2					
	原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	2					
	原子炉補機冷却水サージタンク水位	2					
原子炉補機冷却系計装 <sup>※4.3</sup>	制御用空気圧力	2					
制御用空気系計装	高圧注入流量	2					
	非常用炉心冷却系計装 <sup>※4.3</sup>	低圧注入流量	2				

※4.3：各計装が動作不能時は、第84条（表84-16）の運転上の制限も確認する。

変更後

備考

表33-4 事故時監視計装

項目	機能	所要チャンネル数	適用モード	所要条件		確認事項		備考		
				要件	措置	項目	頻度		担当	
1次冷却系計装 <sup>※37</sup>	1次冷却材圧力	2	モード1, 2 および3	A. 1チャンネルの計器が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 C. 1つの機能が動作不能である場合 D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	要求される措置	完了時間	機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値により確認する。	計装計画課長 当直長		
	加圧器水位	2							A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日
	1次冷却材温度（広域）（高温側）	3							B. 1 計装計画課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに
	1次冷却材温度（広域）（低温側）	3							C. 1 計装計画課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。または代替の監視手段を確保する。	10日
	ほう酸タンク水位	2							D. 1 当直長は、モード3にする。および D. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間
化学体積制御系計装 <sup>※37</sup>	主蒸気ライン圧力	主蒸気ライン毎に2								
	補助給水タンク水位	2								
	蒸気発生器水位（広域）	3								
	蒸気発生器水位（狭域）	蒸気発生器毎に2								
	補助給水流量	3								
	燃料取替用水タンク水位	2								
	原子炉格納容器関連計装 <sup>※37</sup>	格納容器再循環サンプ水位（広域）							2	
		格納容器再循環サンプ水位（狭域）							2	
		原子炉格納容器内圧力							2	
		原子炉格納容器内温度							2	
原子炉補機冷却系計装 <sup>※37</sup>	原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	2								
	原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	2								
制御用空気系計装	原子炉補機冷却水サージタンク水位	2								
	制御用空気圧力	2								
	非常用炉心冷却系計装 <sup>※37</sup>	2								
非常用炉心冷却系計装 <sup>※37</sup>	高压注入流量	2								
	低压注入流量	2								

※37：各計装が動作不能時は、第84条（表84-16）の運転上の制限も確認する。

変更前

表33-6 中央制御室換気系隔離計装

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・システム数	所要チャンネル 条件	ネル・システム数を満足できない場合の措置			確認事項		
					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当	
1. 中央制御室換気系隔離 作動論理回路	—	モード1, 2, 3, 4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動中	2システム	A. 1 システムが動作不能である場合 B. 2 システムが動作不能である場合 C. モード1, 2, 3および4において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りのシステムが正常な状態であることを当該システムのバイパスを行うことができない。 B. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。 C. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。 D. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。 D. 2 当直長または安全技術課長は、照射済燃料の移動を中止する。 <sup>※4.4</sup>	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
2. 手動起動	—	モード1, 2, 3, 4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動中	2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 2 チャンネルが動作不能である場合 C. モード1, 2, 3および4において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 C. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。 D. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。 D. 2 当直長または安全技術課長は、照射済燃料の移動を中止する。 <sup>※4.4</sup>	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
3. 非常用炉心冷却系作動	表33-3 機能1.	非常用炉心冷却系作動	表33-3 機能1.	非常用炉心冷却系作動を参照						

※4.4：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

表33-6 中央制御室換気系隔離計装

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル数	所要チャンネル条件	ネル・システム数を満足できない場合の措置		確認事項			備考
					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当	
1. 中央制御室換気系隔離 作動論理回路	-	モード1, 2, 3, 4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動中	2 系統	A. 1 系統が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを当該系統のバイパスを行うことができる。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
				B. 2 系統が動作不能である場合						
2. 手動起動	-	モード1, 2, 3, 4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動中	2	C. モード1, 2, 3および4において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。	速やかに	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
				D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合						
3. 非常用炉心冷却系作動	表33-3 機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照									

※38：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更前

表33-7 中央制御室外原子炉停止装置

機能	適用モード	機能を		満足できない場合の措置 <sup>※45</sup>		確認事項		
		条件	機能不能	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
ほう酸ポンプ	モード1, 2および3	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 機能の1つが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該機能不能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	電気計画課長 および 計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合						
充てんポンプ 加圧器後備ヒータ 抽出オオリース隔離弁 原子炉補機冷却水ポンプ 海水ポンプ 電動補助給水ポンプ	モード1, 2, 3および4	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 機能の1つが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該機能不能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	電気計画課長 および 計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合						
余熱除去ポンプ	モード4	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 機能の1つが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該機能不能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直長は、モード5にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	電気計画課長 および 計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合						
加圧器圧力計	モード1, 2および3	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 機能の1つが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該機能不能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合						
蒸気発生器（広域）水位計 主蒸気圧力計 加圧器水位計	モード1, 2, 3および4	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 機能の1つが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該機能不能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合						
線源領域中性子束計	モード2（P-6未満）, 3および4	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 機能の1つが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該機能不能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合						
1次冷却材圧力計（広域） 1次冷却材温度計（広域）（低温側）	モード3および4	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 機能の1つが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該機能不能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合						

※45：機能毎に個別の条件が適用される。

変更後

備考

機能	適用モード	機能を		確認事項		項目	頻度	担当
		条件	要求されない場合の措置 <sup>※39</sup>	完了時間	項目			
ほう酸ポンプ	モード1, 2および3	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	電気計画課長 および 計装計画課長	定期事業者 検査時	電気計画課長 および 計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間				
充てんポンプ 加圧器後備ヒータ 抽出オオリース隔離弁 原子炉補機冷却水ポンプ 海水ポンプ 電動補助給水ポンプ	モード1, 2, 3および4	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	電気計画課長 および 計装計画課長	定期事業者 検査時	電気計画課長 および 計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間				
余熱除去ポンプ	モード4	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	電気計画課長 および 計装計画課長	定期事業者 検査時	電気計画課長 および 計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード5にする。	56時間				
加圧器圧力計	モード1, 2および3	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	計装計画課長	定期事業者 検査時	計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。			
蒸気発生器（広域）水位計 主蒸気圧力計 加圧器水位計	モード1, 2, 3および4	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	計装計画課長	定期事業者 検査時	計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間	動作不能でないことを指示値により確認する。			
線源領域中性子束計	モード2 (P-6未満), 3および4	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	計装計画課長	定期事業者 検査時	計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間	動作不能でないことを指示値により確認する。			
1次冷却材圧力計（広域） 1次冷却材温度計（広域）（低温側）	モード3 および4	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	計装計画課長	定期事業者 検査時	計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間	動作不能でないことを指示値により確認する。			

表33-7 中央制御室外原子炉停止装置

安全保護系ロジック  
盤取替に伴う変更  
(以下、本頁において  
同じ)

※39：機能毎に個別の条件が適用される。

表33-8 燃料落下および燃料取扱棟空気浄化系計装

機能	適用モード	所要チャヤン・システム数	所要チャヤン 条件	ネル・システム数を満足できない場合の措置		確認事項		
				要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. 燃料取扱棟空気浄化系作動論理回路	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中 ただし、照射終了後、所定の期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は除く。	2系統	A. 1 系統が動作不能である場合 B. 2 系統が動作不能である場合 または条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 当直長は、アニュラス排気ファン1台が運転可能な状態であることを確認する。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認する。例えば、作業のため該系統のバイパスを行うことがある。 B. 1 当直長は、アニュラス排気ファン1台を運転状態とする。 または B. 2 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。 <small>※46</small>	10日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
2. 燃料落下検知	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中 ただし、照射終了後、所定の期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は除く。	2	A. 1 チャヤン・ネルが動作不能である場合 B. 2 チャヤン・ネルが動作不能である場合 または条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 当直長は、アニュラス排気ファン1台が運転可能な状態であることを確認する。 B. 1 当直長は、アニュラス排気ファン1台を運転状態とする。 または B. 2 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。 <small>※46</small>	10日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	電気計画課長

※46：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

表33-8 燃料落下および燃料取扱棟空気浄化系計装

機能	適用モード	所要チャヤン ンネル・ 系統数	所要チャヤン 条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. 燃料取扱棟空気浄化系作動論理回路	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中 ただし、照射終了後、所定の期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は除く。	2系統	A. 1 系統が動作不能である場合 B. 2 系統が動作不能である場合または条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 当直長は、アニュラス排気ファン1台が運転可能な状態であることを確認する。ただし、残りの系統が正常な状態であることを当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直長は、アニュラス排気ファン1台を運転状態とする。 また、 B. 2 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。 <small>※40</small>	10日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
2. 燃料落下検知	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中 ただし、照射終了後、所定の期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は除く。	2	A. 1 チャヤンネルが動作不能である場合 B. 2 チャヤンネルが動作不能である場合または条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 当直長は、アニュラス排気ファン1台が運転可能な状態であることを確認する。 B. 1 当直長は、アニュラス排気ファン1台を運転状態とする。 また、 B. 2 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。 <small>※40</small>	10日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	電気計画課長

※40：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

備考

安全保護系ロジック盤取替に伴う変更(以下、本頁において同じ)

変更前	変更後	備考
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p><u>附 則 (令和 年 月 日)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u></p> <p><u>2 この規定施行の際、使用前事業者検査の対象となる設備に係る規定については、安全保護系ロジック盤取替工事の計画に係る使用前確認終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p>	<p>附則の追加</p>

伊方発電所原子炉施設保安規定の変更について

1. 伊方発電所3号炉安全保護系ロジック盤取替に伴う変更  
伊方発電所3号炉の安全保護系ロジック盤の取替に伴い、関連する保安規定条文の変更を行う。  
(変更する条文)
  - ・第33条（計測および制御設備）
  
2. 記載の適正化に伴う変更  
記載の適正化に伴う変更を行う。  
(変更する条文)
  - ・第33条（計測および制御設備）

以 上